

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

平成23年12月9日
＜問い合わせ先＞
航空局安全部運航安全課
（内線50113）

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）について別添のとおり改正することを予定しています。このため、広く国民の皆様から、本改正についてのご意見を募集いたします。

お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

記

○意見募集対象

航空法施行規則の一部を改正する省令案について（別添）【PDF形式】

○意見送付要領

別紙の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。その際、必ず「航空法施行規則改正パブリックコメント」と明記して下さいますようお願いいたします。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：g_CAB_GIJ_JIN@mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部運航安全課 あて

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局安全部運航安全課 あて

③FAXの場合

FAX番号 03-5253-1661

国土交通省航空局安全部運航安全課 あて

○意見募集期間

平成23年12月10日（土）から平成24年1月9日（月）まで（必着）

○注意事項

※ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承ください。

※頂いたご意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別紙)

<意見提出様式>

(フリガナ) 氏名	
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メール アドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)